

## 沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員実務研修（以下、実務研修という。）における、「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に関する実習受入に協力する事業所（以下、「協力事業所」という。）の登録について、その取り扱いを定めることを目的とする。

### (協力事業所登録の要件)

第2条 協力事業所は次の（1）から（3）のいずれかに該当する事業所とする。

- （1） 特定事業所加算取得事業所
- （2） 主任介護支援専門員が配置されている事業所
- （3） 実習の指導体制が整っているものとして知事が認めた事業所

### (協力事業所の責務)

第3条 協力事業所は、受講者から受入依頼があった場合は、原則として受け入れることとする。

### (登録の届出)

第4条 登録を希望する事業所は、沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録届（第1号様式）を沖縄県（以下、「県」という。）に提出するものとする。なお、登録内容のうち実務研修の運営に必要な情報については、実務研修実施機関及び研修受講者に提供できるものとする。

### (登録の変更)

第5条 前条の登録の届出を県に提出した事業所（以下、「登録事業所」という。）は前条の規定により届け出た内容に変更が生じた場合には、速やかに沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録届（第2号様式）を県に提出するものとする。

### (登録の取下げ)

第5条 登録事業所は、第2条に定める協力事業所登録の要件を満たすことができなくなった場合、速やかに沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届（第3号様式）を県に提出するものとする。

### (登録の取消し)

第6条 県は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができるものとする。

- （1） 届出に虚偽があった場合
- （2） 登録要件を満たさないことが明らかになった場合
- （3） 登録事業所が休止または廃止した場合

(登録の有効期間)

第7条 本登録の有効期間は設定しない。登録事業所は登録の取下げ、または取消しがない限り、登録を継続するものとする。

(その他)

第8条 登録協力事業所は実習生の受入がない場合でも、実習受入のための協力体制を整備しているものとして特定事業所加算の算定用件を満たすものとする。

(附則)

この要綱は、平成28年10月20日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年2月8日から適用する。